

年金が少なくて
生活できない

介護が必要だが、
利用料が払えない

ケガがあり、仕事
がみつからない

病気で働けない



生活保護の申請は国民の権利です

生活保護を必要とする可能性は
どなたにもあるものですので、
ためらわずにご相談ください。



子育て中で生活
費が足りない

蓄えがなくなり
生活できない

医療費の支払が
できない

コロナで収入が
減った



まどぐち ねやがわしふくしじむしょ ほごか いけ さとしみんこうりゅうせんたーない
窓口 寝屋川市福祉事務所 保護課 (池の里市民交流センター内)

うけつけじかん げつ きんようび しゅくじつ ねんまつねんし のぞ ごぜんじ ごごじ ふん
受付時間 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) の午前9時から午後5時30分

でんわ ちよくつう
電話: 072-838-0347 (直通)

ふあくす いーめーる
FAX: 072-826-1860 E-mail: hogo@city.neyagawa.osaka.jp



市ホームページ